

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正  
について

1 改正要旨

後期高齢者医療保険料率の改定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 後期高齢者医療保険料率の改定によるもの

ア 所得割率の変更

改正前：平成 30 年度及び令和元年度の所得割率は 8.25 パーセント

改正後：令和 2 年度及び令和 3 年度の所得割率は 9.55 パーセント

イ 被保険者均等割額の変更

改正前：平成 30 年度及び令和元年度の被保険者均等割額は 4 万 3,440 円

改正後：令和 2 年度及び令和 3 年度の被保険者均等割額は 5 万 640 円

(2) 政令の一部改正によるもの

ア 保険料の賦課限度額の変更

改正前：62 万円

改正後：64 万円

イ 保険料均等割の 5 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 28 万円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 33 万円 + 28 万 5,000 円 × 世帯に属する被保険者数

ウ 保険料均等割の 2 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 51 万円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 33 万円 + 52 万円 × 世帯に属する被保険者数

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日